

横浜市立大学附属病院看護部看護補助者業務(病棟・外来部門)人材派遣 仕様書

第1 前提

横浜市立大学附属病院（以下「委託者」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「受託者」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、本仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

第2 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目 9 番地

横浜市立大学附属病院

第3 履行期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

第4 派遣人員

19 名

第5 就業部門

- 1 横浜市立大学附属病院 病棟部門（手術室・集中治療室・6-4 病棟（精神科）を含む）
 - 2 横浜市立大学附属病院 外来部門（検査部門、一般外来、救急外来）
- なお、状況に応じて部門間の異動あり。

第6 勤務時間

1 勤務曜日

月・火・水・木・金・土・日

シフト制（4週8休 基本平日勤務。休日勤務が発生した場合は、振替休日対応）

2 就業時間

午前 8 時 25 分から午後 5 時 10 分まで（うち休憩 1 時間） 実働 7 時間 45 分

なお、配属部署により早出遅出勤務（実働時間は同じ）あり。

3 超過勤務

一日の勤務時間が 8 時間を超えた時間から 25% 割増。（午後 10 時から翌午前 5 時までは更に 25% 割増）

業務執行状況によっては、当日超過勤務を指示することがある。

第7 業務内容

主な業務は、次のとおり。院内規則及び勤務場所の運用方法に則り、遂行すること。

1 病棟部門

- (1) 患者の身の回りの世話（移送、案内、移動介助、食事の配膳・下膳、身体の清潔（清

拭など)、排泄に関する業務、安全安楽に関する業務、検査等説明及びそれらに付随する業務)

(2) 清掃等環境整備、リネン類の管理、シーツ交換、病床及び病床周辺の清掃・整頓、病室環境の調整、薬剤・検体・書類等の搬送、診療材料・医療用品・帳票類の点検・補充、入退院・転入室に関する業務など

(3) 関連部門事務連絡、電話応対、カルテ整理等

(4) その他付随業務

2 外来部門

(1) 案内、検査等説明、患者の移送など

(2) 清掃等環境整備、シーツ交換、リネンの管理、薬剤・検体・書類等の搬送、診療材料・医療用品・帳票類の点検・補充

(3) 関連部門事務連絡、電話応対、カルテ整理等

(4) その他付随業務

第8 業務従事者の要件

1 本業務に従事する者は、介護職員初任者研修を修了している看護助手または、他医療機関での看護助手業務の経験が1年以上ある者が望ましい。なお、介護職員初任者研修を修了していない者に対しては、受託者が当該研修の受講支援に努めるものとする。

2 本業務に従事する者は原則、病院等での勤務経験があること。

第9 業務従事者の注意事項

1 本業務に従事する者は、病院の特殊性を考慮し、患者及び来院者に対する言動や行動等に注意し、常に節度ある態度で業務を遂行すること。

2 本業務に従事する者が、委託者の医療従事者として、一般市民及び患者等から疑惑や不信を招くような行為があった場合は、委託者及び受託者は速やかに報告・協議し対応すること。

3 本業務に従事する者は、入職時に必要な研修を受講すること。

4 本業務に従事する者は、当院が実施する安全管理研修及び感染対策研修を最低2回ずつ年度内に受講すること。

5 本業務に従事する者は、委託者が開催する看護助手会への参加を原則必須とする。

第10 個人情報の保護

本業務に従事する者は、委託者が策定した「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。業務上知り得た患者等に係る個人の情報を他に漏洩してはならない。なお、このことについて、就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

第11 健康管理・感染対策

1 受託者は、当院業務従事者全員の健康管理のため、年1回以上の健康診断を実施するとともに、その受託業務に必要な感染症検査等を実施する。有毒物等を取り扱う業務に従事

する従事者の健康診断は、受託者の責任において関係法令の定めのとおりに行う。

なお、健康診断の結果、感染等が判明した場合は直ちに必要な措置を講じ、内容を委託者に報告すること。

- 2 受託者は、業務従事者に対し、当院が必要と判断する抗体価検査（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎）及びワクチンの接種（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症）を義務づけるものとする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。
- 3 受託者は、業務従事者に対し、業務従事前に麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎の抗体価検査を実施し、十分な抗体価の基準（別表1）に満たない場合は予防接種を実施し、再度抗体価検査を行うこととする。また、本仕様書の履行開始以前から当院で業務に従事している者は、履行開始時に予防接種不要と判断する要件（別表2）を満たす記録を委託者に提出することとする。業務従事開始後の感染対策については、別表3のとおり受託者の責任において行う。なお、これらの経費は受託者が負担するものとする。
- 4 受託者は、1項から3項に関する記録を委託者の求めに応じて提示する。

第12 その他特記事項

- 1 受託者は、滞りなく円滑に業務継続されるよう、派遣開始前までに現行の運用を十分に把握（現況調査）し、効率的な移行及び業務開始ができるようにする。また受託者は、契約の解除又は契約期間満了後に、本学が他の業者と契約を締結することとなった場合、業務を支障なく本仕様書のとおり遂行するために、他の業者と十分な引継期間を設け、業務の引き継ぎを行うものとする。

なお、派遣開始前の現況調査に伴う費用については、本契約受託者が負担することとする。

- 2 この仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定める。

別表 1 十分な抗体価の基準

抗体価基準値		
麻疹	EIA-IgG	16 以上
風疹	EIA-IgG(推奨)	8 以上
	H I 法	32 倍以上
水痘	EIA-IgG	8 以上
流行性耳下腺炎	EIA-IgG	4 以上
B 型肝炎 (HBs 抗体)	EIA-IgG CLIA 法	10 以上

別表 2 予防接種不要と判断する要件

予防接種不要と判断する要件	
麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘	以下いずれかに該当する場合、予防接種不要と判断する。 (1) 医療機関が発行した過去2回のワクチン接種記録を提出できる (2) 過去に罹患した記録（診断書等）が診断書、もしくは同等の書類で提出できる (3) 十分な抗体価（別表1）が獲得されている記録が提出できる（およそ5年以内のもの）
B型肝炎	以下いずれかに該当する場合、予防接種不要と判断する。 (1) HBs 抗体価が 10mIU/mL 以上の記録が提出できる（記録の期日は問わない） (2) 感染既往歴が提出できる (3) 医療機関が発行した過去2クール（3回×2クール）のワクチン接種記録が提出できる

別表 3 業務従事開始後の感染対策

業務従事後の感染対策	
麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘	別表2に定める要件を満たさないウイルスに関しては、予防接種を実施し、要件を満たすまで年に1回の抗体価検査を行う。
B型肝炎	別表2に定める要件を満たす、満たさないにかかわらず年に1回の抗体価検査を行う。なお、別表2に定める要件を満たしていれば、ワクチン接種は不要とする。